

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年5月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第14号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次の1号を加える。

- (6) 法第86条の8第1項又は第3項の規定による認定（当該認定に係る建築物の計画が法第6条の3第1項本文に規定する構造計算適合性判定を要するものであるときに限る。）同条第7項に規定する適合判定通知書の写し並びに省令第3条の7第1項第1号ロ(1)又は(2)に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号ロ(1)又は(2)に掲げる図書及び書類

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)